

契約担当官
航空自衛隊第9航空団
会計隊長 木部 政治

下記により入札を実施するので「入札及び契約心得」を熟知のうえ参加されたい。

記

1. 契約方式 一般競争契約
2. 入札事項
 - (1) 品名 (件名) 小型車両外注整備182時間以下3件
 - (2) 履行期間 契約締結日 令和9年3月31日
 - (3) 履行場所 契約相手方工場
3. 入札場所 航空自衛隊那覇基地会計隊入札室
4. 入札日時 令和8年6月5日 11時00分
5. 参加資格
 - (1) 予算決算及び会計令第70条及び71条の該当者については参加できない。
 - (2) 防衛装備庁長官又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - (3) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
 - (4) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛装備庁長官が認めた場合はこの限りではない。
 - (5) 令和7・8・9年度防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」のA, B, C又はDに格付けされた九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
6. 保証金 入札保証金：免除 契約保証金：免除
7. 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された単価をもって決定する。入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
また、本件の入札は、郵便入札を可とするが、その場合は 6月4日17時までに航空自衛隊那覇基地会計隊契約班に必着とする。
8. 入札の無効 入札参加資格のない者による入札及び入札に関する条件に反した入札は無効とする。
9. 契約書等の作成 有
10. 契約条件 航空自衛隊標準契約条項、適用契約条項及び別紙1を参照のこと。
11. 契約条項提示場所 航空自衛隊那覇基地会計隊事務室
12. 契約方法 単価契約
13. 落札決定方式 単品決定
14. その他
 - (1) 入札説明会 無
 - (2) 入札参加希望者は、航空自衛隊那覇基地会計隊契約班まで連絡するとともに、資格決定通知書のコピーを入札開始前までに提出すること。
 - (3) 入札保証金の納付を免除してあるが、落札者が契約を結ばないときは、入札保証金相当額を徴収する。
 - (4) 消費税及び地方消費税(消費税及び地方消費税相当分を含む)は、請求金額が確定した段階で当該金額の10%に相当する額とする。なお、円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てる。
 - (5) 交換部品の「最大割引率価格」の定義については、別紙2のとおり部品メーカーの定価を基準とし、割引後の価格については部品メーカーの定価を超えないものとする。

本書記載事項の詳細については航空自衛隊那覇基地会計隊契約班 田中 まで。

電話番号 098-857-1228・1229 FAX1221

特 約 条 項

(契約単価)

- 第1条 1 工数は、日本自動車整備振興会連合会が定めた定期点検整備車検整備及び自動車整備（乗用車編、貨物車編）標準作業点数表の最新を適用した「令和8年度車両別工数一覧表」による。
- 2 交換部品（国産車両純正部品）が発生した場合の単価は、各自動車製造会社の発行する純正部品価格表に示す標準価格から別表「令和8年度車両部品割引率一覧表」を適用した単価とする。

(発注方法)

- 第2条 1 甲は、当該月の初めに整備予定表を乙に通知するものとする。
- 2 甲は、前項の規定に基づき、納車日に発注書に基づき当該車両を搬入するものとする。
- 3 乙は、発注書に明示された事項以外について整備を要する事項がある場合は、速やかに甲に通知し、甲の指示を受けてから整備するものとする。
- 4 甲は、前項の規定により必要と認めた場合は、追加発注書を乙に送付して、納車予定期間内に整備を完了させるものとする。ただし、この期間内に整備完了が困難である場合は、甲乙協議の上、定めた日までとする。
- 5 その他の整備が発生した場合は、甲乙協議の上、整備するものとする。

(管理換票の提出)

- 第3条 乙は、前条2項の規定により車両の引き渡しを受けた場合には、直ちに当該車両の管理換票を甲に提出するものとする。

(点検及び整備作業)

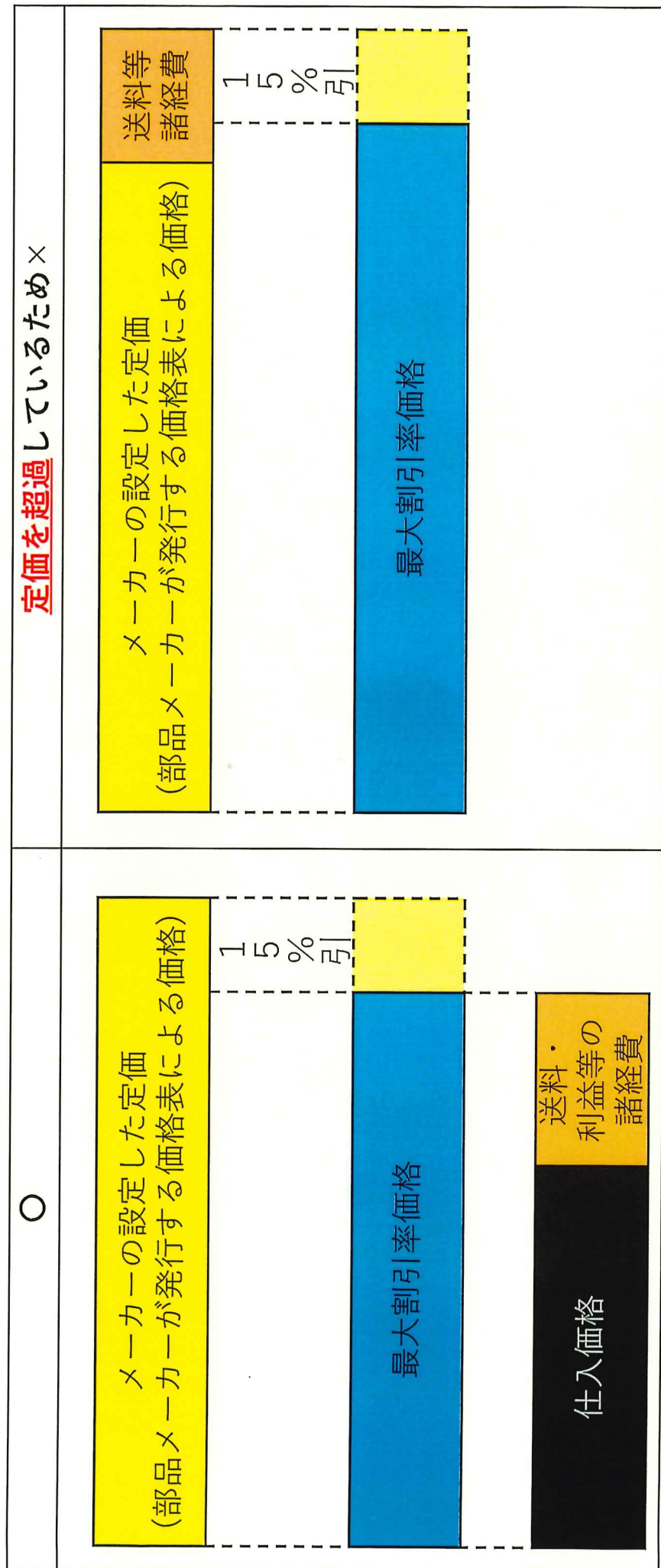
- 第4条 1 点検及び整備作業の範囲は、現地外注整備共通仕様書によるものとする。
- 2 前項に示すほか整備作業等が発生した場合は、発注書「修理等明細書」によって示すものとする。
- 3 機能・性能は、現地外注整備共通仕様書に示すとおりとする。

令和8年度 部品割引率一覧表(知念)

番号	品名	規格	割引率 (%)	備考
1	車両部品	いすゞ 純正部品	17.0	いすゞ自動車九州(株)沖縄支社
2	車両部品	トヨタ 純正部品	15.0	沖縄トヨタ自動車(株)
3	車両部品	UDトラックジャパン 純正部品	10.0	UDトラック(株)沖縄カスタマーセンター
4	車両部品	三菱大型(ふそう) 純正部品	15.0	沖縄ふそう自動車(株)
5	車両部品	日産 純正部品	15.0	日産部品沖縄販売(株)
6	車両部品	日野 純正部品	15.0	沖縄日野自動車(株)
7	車両部品	東邦車輛 純正部品	15.0	UDトラック(株)沖縄カスタマーセンター
8	車両部品	日本トレクス 純正部品	10.0	UDトラック(株)沖縄カスタマーセンター
9	車両部品	千代田自動車 純正部品	10.0	沖縄日野自動車(株)
10	車両部品	自動車優良部品(一社)日本自動車部品協会推奨品	30.0	(株)石川部品店

最大割引率価格の考え方について

例：最大割引率 15% の場合



入 札 書 (知念)

契約担当官
航空自衛隊第9航空団
会計隊長 木部 政治 殿

品名 (件名)	規 格	単 位	予 定 量 数	単 価	金 額	備 考
小型車両外注整備	令和8年度小型車両工数一覧表、令和8年度部品割引率一覧表及び仕様書のとおり	時間	182		/	
中型車両外注整備	令和8年度中型車両工数一覧表、令和8年度部品割引率一覧表及び仕様書のとおり	時間	106.10		/	
大型車両外注整備	令和8年度大型車両工数一覧表、令和8年度部品割引率一覧表及び仕様書のとおり	時間	168.10		/	
	以下余白					

総額 (含梱包運賃) ¥ 単価契約

履 行 期 間 契約締結日 ~ 令和9年3月31日

履 行 場 所 契約相手方工場

上記入札条件及び入札及び契約心得、契約条項承諾の上入札しました。

令和8年6月5日

住 所

会 社 名

代表者職位氏名印

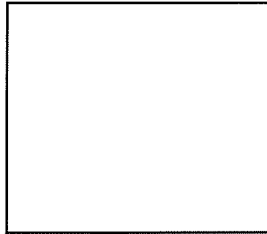
委任状

私は、
を代理人と定め、下記件名の入札に関する一切の権限を
委任します。

記

1. 件名 : 小型車両外注整備182時間以下3件

2. 代理人使用印鑑 :



令和8年6月5日

住所

委任者 社名

氏名

印

契約担当官

航空自衛隊第9航空団

会計隊長 木部 政治

殿

令和 8 年度小型車両工数一覧 (適用除外車両)

車種	型式系統	基本点検工数		附加作業工数			附加作業工数合計	追加整備工数	台数	車種別台数
		I 検査	M 検査	保安確認検査	エンジン、下廻り洗浄	下廻り塗装				
業務車 1 号	日産 JY12 系	2.7	6.0	1.5	1.2	1.2	3.9	11.0	1	2
	トヨタ NKE 系	2.5	6.6				0	5.0	1	
小型業務車	日産 SNT33 系	2.7	6.8	1.5	1.2	1.2	3.9	6.00	1	5
	日産 NT31 系	2.7	6.8	1.5	1.2	1.2	3.9	11.0	4	

令和 8 年度小型車両工数一覧 (適用車両)

車種	型式系統	基本点検工数		附加作業工数			附加作業工数合計	追加整備工数	台数	車種別台数
		12 か月点検	24 か月点検	保安確認検査	エンジン、下廻り洗浄	下廻り塗装				
業務車 3 号	日産 KG11 系		2.4	1.5	1.2	1.2	3.9	21.0	1	1

附加作業は、M検査 (保安検査) 又は、24 か月点検を行う場合に同時に実施する作業とする。

※ 車両等現地外注整備の全般については、車両等現地外注整備共通仕様書 (C&LPS-V00001) を基準とする。

※ M検査、12 か月点検及び 24 か月点検に OBD 点検「0.3」時間を含む。

令和8年度中型車両工数一覧（適用除外車両）

車種	型式系統	基本点検工数		附加作業工数				追加整備工数	台数	車種別台数
		I検査	M検査	保安確認検査	エンジン、 下廻り洗浄	下廻り塗装	附加作業工数合計			
給食運搬車2号	日産VWME系	2.8	6.8				0	7.0	1	1
救急車	トヨタTRH226S系	2.8	6.8				0	8.0	1	1
2t4×2カーゴ	ふそうFBA20系	3.2	8.5				0	8.0	1	1
小型人員輸送車	ふそうBE640系	3.6	8.7	1.8	2.0	2.5	6.3	10.0	1	1

令和8年度中型車両工数一覧（適用車両）

車種	型式系統	基本点検工数		附加作業工数				追加整備工数	台数	車種別台数
		3か月点検	12か月点検	保安確認検査	エンジン、 下廻り洗浄	下廻り塗装	附加作業工数合計			
業務車4号	トヨタTRH223系	2.8	6.6	1.5	1.2	1.5	4.2	10.0	1	1

業務車4号は、毎年車検である。

附加作業は、M検査（保安検査）又は、12か月点検（車検）を行う場合に同時に実施する作業とする。

※ 車両等現地外注整備の全般については、車両等現地外注整備共通仕様書（C&LPS-V00001）を基準とする。

※ M検査及び12か月点検にOBD点検「0.3」時間を含む。

令和 8 年度大型車両工数一覧 (適用除外車両)

車種	型式系統	基本点検工数		附加作業工数			附加作業工数合計	追加整備工数	台数	車種別台数
		I 検査	M 検査	保安確認検査	エンジン、下廻り洗浄	下廻り塗装				
21/2t 4×2 カーゴ	日野 FD7 系	3.4	11.3	1.8	2.8	3.0	7.6	8.0	1	1
31/2t トラック	いすゞ SKW 系	4.3	15.1	1.8	3.4	4.0	9.2	22.0	2	2
大型人員輸送車	ふそう MP35 系	5.0	17.6				0	14.0	1	1

附加作業は、M検査 (保安検査) を行う場合に同時に実施する作業とする。

※ 車両等現地外注整備の全般については、車両等現地外注整備共通仕様書 (C&LPS-V00001) を基準とする。

※ M検査にOBD点検「0.3」時間を含む。

航空自衛隊仕様書			
仕様書の 種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	共通仕様書	
物品番号		仕様書番号	
品名 又は 件名	車両等現地外注整備共通仕様書	C&LPS-V002001	
		大臣承認	令和 年 月 日
		作成	令和 5年 4月28日
		改正	令和 年 月 日
			令和 年 月 日
作成部隊等名	補給本部		

1 総則

1.1 適用範囲

- a) この仕様書は、基地業務担当部隊等の長が行う車両等の外注整備に関する一般共通事項について規定する。
- b) この仕様書に規定する内容と個別仕様書に規定する内容とが相違する場合は、個別仕様書に規定する内容を優先する。

1.2 用語の定義

この仕様書及びこの仕様書を適用する個別仕様書において用いる用語の定義は、次による。

1.2.1

個別T O等

当該車両等に適用する技術指令書（J. T. O.）及び製造会社取扱説明書等（製造会社が車両等の整備を目的として作成した取扱説明書、修理書、オーバーホール指令書、整備基準、部品目録及び図面で整備作業の基準となるもの。）

1.2.2

車両等

航空自衛隊車両等整備基準（J. T. O. 00-10-9）（以下、“整備基準”という。）の第1-1表に示す車両

1.2.3

道路運送車両法適用車両

道路運送車両法（以下、“車両法”という。）の規定が適用される車両等

1.2.4

道路運送車両法適用除外車両

自衛隊の使用する自動車に関する訓令（以下、“訓令”という。）の適用を受ける車両等

品 名	車両等現地外注整備共通仕様書
-----	----------------

1.2.5

走行器材類

車両法適用車両（以下，“適用車両”という。）及び車両法適用除外車両（以下，“適用除外車両”という。）以外の車両等

1.2.6

修理不能

車両等本体又は部品単体の修理額が航空自衛隊物品管理補給手続（JAFR125）の規定を超える場合又は修理ができない場合

1.2.7

監督

契約の適正な履行を確保するため契約相手方の履行途中において，契約の要求事項に適合するか否かを確認する。

1.2.8

検査

検査とは，調達物品等の品質及び数量等が当該契約の要求事項に適合するか否かを確認し合格又は不合格の判定を行う。

1.2.9

定期点検

車両法第48条に定める定期点検整備について自動車点検基準及び自動車の点検及び整備に関する手引に基づき，車両等が規定の性能を発揮するために必要な作業の要否を確認する点検

1.2.10

I検査

I検査とは，適用除外車両及び走行器材類を整備基準及び車両等検査要項（J. T. O. 36-1-6）（以下，“検査要項”という。）の定期検査手順に基づき“I”の項目について行う点検

1.2.11

M検査

M検査とは，適用除外車両及び走行器材類を整備基準及び検査要項の定期検査手順に基づき“M”の項目について行う点検

1.2.12

純正部品

純正部品とは，自動車メーカーが自社のブランドと流通ルートで供給する補修用部品

品 名	車両等現地外注整備共通仕様書
-----	----------------

1.2.13

優良部品

優良部品とは、部品メーカーが独自ブランドで供給する補修用部品で、一般社団法人日本自動車部品協会の自動車優良部品推奨制度により推奨されたもの又はそれらと同等の品質を有するもの。

1.2.14

FAINES

FAINESとは、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会（以下、“整備振興会”という。）の運営する整備関連情報を閲覧可能なシステム

1.2.15

自動車整備標準作業点数表

自動車整備標準作業点数表とは、整備振興会が各自動車製造会社における車種別の定期点検及び一般整備の標準作業点数を示したもの。

1.3 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、引用文書に定める内容が、この仕様書に定める内容と相違する場合（法令等を除く）は、この仕様書に定める内容が優先する。

1.3.1 引用文書

a) 法令等

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）

道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）

自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号）

自動車の点検及び整備に関する手引（平成19年国土交通省告示第317号）

自衛隊の使用する自動車に関する訓令（昭和45年防衛庁訓令第1号）

航空自衛隊物品管理補給手続（JAFR125）

b) 技術指令書

J. T. O. 00-10-9 航空自衛隊車両等整備基準

J. T. O. 36-1-3 車両等の塗装及び標識

J. T. O. 36-1-6 車両等検査要項

1.3.2 関連文書

a) 法令等

航空自衛隊装備品等整備規則（昭和46年航空自衛隊達第10号）

航空自衛隊調達規則（JAFR124）

b) 技術指令書

J. T. O. 00-5-1 航空自衛隊技術指令書制度

J. T. O. 00-10-1 航空自衛隊装備品等共通整備基準

品 名	車両等現地外注整備共通仕様書
-----	----------------

2 役務に関する要求

2.1 一般的要求

一般的要求は、次による。

- a) 整備作業は、次の各号に示す要求事項を満足するものとし、整備作業の実施に際しては、車両等の特性及び状態を考慮して、整備資源及び整備工数等を経済的かつ効率的に使用して作業を実施しなければならない。

なお、整備工数等については、F A I N E S 又は自動車整備標準作業点数表を基準とし、設定する。

- b) 契約相手方は、車両法第78条に基づく地方運輸局長の認証を受けた事業場でなければならない。

2.2 整備作業の種類

契約相手方の行う整備作業の種類は、次に示すもの以外は、個別仕様書で規定する。

2.2.1 定期点検

定期点検は、車両法第48条に基づく定期点検を次の工程に従い実施する。

なお、定期点検の結果、道路運送車両の保安基準に適合しない状態（おそれがある場合を含む。）にあると認められる場合は、その状態を契約担当官等に報告し、承認を得た後 b) 及び c) の作業を実施する。

- a) 定期点検
- b) 分解検査
- c) 修理等

2.2.2 定期検査

I 検査又はM検査を次の工程に従い実施する。

なお、定期検査の結果、訓令の保安基準及び個別仕様書に引用されている個別T O等に適合しない状態（おそれがある場合を含む。）にあると認められる場合は、その状態を契約担当官等に報告し、承認を得た後 b) 及び c) の作業を実施する。

- a) 定期検査
- b) 分解検査
- c) 修理等

2.2.3 その他の整備

表1に示す修理等明細表又は個別仕様書で規定した作業を実施する。

2.3 作業内容

契約の相手方は、修理等明細表又は個別仕様書で規定された2.2に示す各工程の作業を、次により実施しなければならない。

品 名	車両等現地外注整備共通仕様書
-----	----------------

2.3.1 定期点検

自動車点検基準及び自動車の点検及び整備に関する手引に基づき目視点検、機能点検又は計測等の作業を行い、規定の性能を発揮するために必要な作業の要否を確認するとともに結果を自動車点検基準に定められた点検整備記録簿に記録する。

2.3.2 定期検査

I 検査又はM検査について、検査要項の手順に従い、この仕様書又は個別仕様書に引用する個別T O等に定める整備基準に基づき目視点検、機能点検又は計測等の作業を行い、規定の性能を発揮するために必要な作業の要否を確認するとともに結果を表2に示す車両等作業用紙（一般車両）又は、表3に示す車両等作業用紙（施設、荷役、その他の車両等）に記入する。

2.3.3 分解検査

定期点検及び定期検査の結果判明した要修理箇所は、整備するため必要な単位に分解する。また、分解した部品は、この仕様書又は個別仕様書に引用する個別T O等に定める整備基準に基づき、目視点検、機能点検又は、計測等の作業を行い、車両等が規定の性能を発揮するために必要な修理方法及び交換を要する構成品、部品・材料（以下、“部品等”という。）を判定する。

なお、分解した部品等は、交換を要する部品等を除き必要な清浄度を保持するための処置を行う。

2.3.4 修理等

契約の相手方は、2.3.3で判定された結果に基づき、要修理箇所が規定の性能を発揮するよう修復する。その際、監督官の指示により次の作業を行う。

- a) 交換 2.3.3で交換を要すると判定された部品等を2.4により交換する。
- b) 加工 修理のため要修理品の状態、特性に応じ、最も適した方法で行う。
- c) 組立・調整 2.3.3で使用可能品と判定されたもの又はa)及びb)により修復した部品等を車両等の性能を発揮させるため適正な手順及び方法により組み立て、必要に応じ各部位を調整する。
- d) 潤滑 車両等の必要な部位又は部品等に必要な潤滑効果を得るため、適合した油脂を選定（官給品を除く。）のうえ適正量を給油する。

2.3.5 塗装等

- a) 塗装及び標識は、修理等明細表又は個別仕様書で指定する場合を除き、車両等の塗装及び標識（J. T. O. 36-1-3）（以下、“塗装及び標識”という。）に基づき実施する。
- b) 塗色は、塗装及び標識による。ただし、部分塗色を実施する場合には、周辺の塗色に極力一致させる。

2.3.6 作業の中止

次に示す場合は、作業を中止し、契約担当官等に申し出し、指示を受ける。

- a) 車両等を修復するため、修理等明細表又は個別仕様書で規定した以外の整備作業が必要な場合
- b) 当該車両等が整備作業中に修理不能に該当すると判明した場合

品 名	車両等現地外注整備共通仕様書
-----	----------------

2.4 部品・材料

- a) 整備作業に必要な部品等は，修理等明細表又は個別仕様書で規定したものを除き契約相手方において準備する。
- b) 部品等は，原則として製造会社の純正部品又は優良部品とする。
- c) 整備作業において，修理不能品（組部品）が発生し，これの使用可能な部位等が他の組部品の修理等に流用することが可能な場合は，活用を図る。ただし，流用は，同一契約の範囲とする。

2.5 機能・性能

車両等の機能及び性能は，次による。

- a) 適用車両は，道路運送車両の保安基準に適合しなければならない。
- b) 適用除外車両は，訓令の保安基準及び個別仕様書に引用されている個別ＴＯ等に適合しなければならない。
- c) 走行器材類は，個別仕様書に引用されている個別ＴＯ等に適合しなければならない。

3 品質保証等

3.1 契約不適合責任期間

- a) 契約不適合責任期間は，整備完成等の納入の日から起算し，契約条項に定める期間とする。
- b) 契約相手方は，2.3 により作成した結果等を品質保証資料として，納入後2年間保管し，参照できる状態にしておかなければならない。

3.2 保証

- a) 車両等の引渡しから引取りまでの間の一切の保証責任は，契約相手方の責任とする。
- b) 契約期間中における契約相手方の過失その他により生じた損害は，全て契約相手方の責任となる。

3.3 監督・検査

契約担当官等の定める監督及び検査実施要領書により実施する。

4 その他の指示

4.1 提出書類

契約相手方は，次の書類を提出しなければならない。

- a) 表2又は表3又は自動車点検基準に定められた点検整備記録簿
- b) その他監督官及び契約担当官等の指示する書類。

4.2 官給品

官給品の品目及び数量については，修理等明細表又は個別仕様書で規定する。官給品は原則として官給を受けなければならない。

品 名	車両等現地外注整備共通仕様書
-----	----------------

4.3 付属品及び予備品

付属品及び予備品の整備は、修理等明細表又は個別仕様書で規定する場合を除き、原則として整備の対象外とする。

4.4 計測器及び試験装置

車両等が要求事項に合致していることを確認するために使用する計測器及び検査用機器は、車両法の規定に適合し、規定の性能が維持されていなければならない。

4.5 契約相手方の技術協力

契約相手方は、官側から次の各号について依頼された場合には、技術協力を実施しなければならない。

- a) 不具合に関する原因、対策及び処置に関する調査検討
- b) 技術的事項に関する資料等の提出又は提示

4.6 補給の手続き

次に示す補給上の手続きについては、個別仕様書で規定するほか、契約担当官等の指示による。

- a) 車両等の受け渡し
- b) 官給品の処置
- c) 交換した旧部品の返納処置
- d) 貸付品の受け渡し

4.7 輸送

契約相手方の事業場と基地等間の輸送は、個別仕様書で規定する場合を除き、官側で実施する。

4.8 安全管理

契約相手方は、各種試験の実施、危険物及び高圧ガスの製造取り扱い、公害の発生する恐れのあるものの取り扱い並びにその他作業事故を生起し易い作業について、法令に係るものは当該法令に基づき、その他のものは規格等（契約相手方が必要により定めた基準等を含む。）に基づき、適切な安全管理を実施しなければならない。

4.9 仕様書の疑義

この仕様書について、疑義を生じた場合は、監督官及び契約担当官等と協議する。

表2 一車両等作業用紙 (一般車両)

車両等作業用紙 (一般車両)				整備作業チェック記号			
車種	検査の種類			I <input type="checkbox"/> M <input type="checkbox"/> + <input type="checkbox"/>	✓ 良好	T 締付	
自動車番号	管理部隊			管理換: ※印	× 調整	C 清掃	
開始日付	完了日付				×× 取換	L 給油	
点検項目				点検項目			
記				記			
備考				備考			
I. かじ取り装置				2. ホイール・ナットとホイール・ボルトの緩み			
1. ハンドルの操作具合				3. ホイール・ナットとホイール・ボルトの損傷			
2. ステアリング・ギヤ・ボックスのオイル漏れ ※				4. リム、サイド・リング、ホイール・ディスクの損傷			
3. ステアリング・ギヤ・ボックスの取付けの緩み				5. フロント・ホイール・ベアリングのがた			
4. ステアリング・ロッド・アーム類の緩み、がた、損傷				6. リア・ホイール・ベアリングのがた			
5. ボール・ジョイント・ダスト・ブーツの亀裂・損傷				IV. 緩衝装置			
6. ステアリング・ナックル連結部のがた				1. リーフ・スプリングの損傷 ※			
7. ホイール・アライメント				2. リーフ・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた、損傷			
8. パワー・ステアリング・ベルトの緩みと損傷				(1) リーフ・スプリングのUボルト、スプリング・バンド			
9. パワー・ステアリング装置のオイル漏れ、オイル量 ※				(2) スプリング・ブラケットの取付部			
10. パワー・ステアリング装置の取付けの緩み				(3) リーフスプリング・ピンなど連結部			
II. 制動装置				(4) トルク・ロッド (ラジマス・ロッド) の連結部			
1. ブレーキ・ペダルの遊び、踏込んだときの床板との隙間 ※				3. コイル・スプリングの損傷			
2. ブレーキの効き具合 ※				4. コイル・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた、損傷			
3. パーキング・ブレーキ・レバーの引きしろ ※				(1) サスペンションの各取付ボルト・ナット			
4. パーキング・ブレーキの効き具合 ※				(2) サスペンションの各連結部のがた			
5. ブレーキ・ホース及びパイプの漏れ、損傷、取付状態				(3) サスペンション各部の損傷、ボールジョイントの			
6. リザーバ・タンクの液量 ※				ダスト・ブーツの亀裂、損傷			
7. ブレーキ・マスタ・シリンダの機能、摩耗、損傷				5. エア・サスペンションのエア漏れ			
8. ブレーキ・ホイール・シリンダ機能、摩耗、損傷				6. エア・サスペンションのペローズの損傷			
9. ブレーキ・ディスク・キャリパの機能、摩耗、損傷				7. エア・サスペンションの取付部、連結部の緩みと損傷			
10. ブレーキ・チャンバ・ロッドのストローク				8. エア・サスペンションのレベリング・バルブの機能			
前輪				9. ショック・アブソーバの油漏れ及び損傷 ※			
左				V. 動力伝達装置			
前 mm				1. クラッチ・ペダルの遊びとクラッチ・ペダルの切れた			
右				ときの床板との隙間			
後 mm				(1) クラッチ・ペダルの遊び			
左				(2) レリーズ・フォーク先端の遊び			
前 mm				(3) クラッチ・ペダルの床板との隙間			
右				(4) プッシュロッド寸法等			
後 mm				2. クラッチの作用			
左				3. クラッチ液の量			
前 mm				4. トランスミッション、トランスファのオイル漏れ			
右				5. トランスミッション、トランスファのオイル量			
後 mm				6. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトの連結部の緩み			
左				7. ドライブ・シャフトのユニバーサル・ジョイント部の			
前 mm				ダスト・ブーツの亀裂と損傷			
右				8. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフト継手部のがた			
後 mm				(1) スプライン部の摩耗によるがた			
左				(2) 自在継手部の摩耗によるがた			
前 mm				9. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトのセンター・ベアリングのがた			
右				10. デファレンシャルのオイル漏れ、オイル量			
後 mm				VI. 電気装置			
左				1. スパーク・プラグの状態			
前 mm				2. 点火時期			
右				3. ディストリビュータのキャップの状態			
後 mm				4. バッテリーのターミナル部の緩みと腐食 ※			
左				5. 電気配線の接続部の緩みと損傷 ※			
前 mm				VII. 原動機			
右				1. 低速と加速の状態			
後 mm				2. 排気の状態			
左				CO			
前 mm				HC			
右				黒煙			
後 mm				3. エア・クリーナ・エレメントの状態			
左				4. エア・クリーナの油の汚れと量			
前 mm				5. シリンダ・ヘッド、マニホールド各部の締付状態			
右				6. エンジン・オイルの漏れ			
後 mm							

表2-車両等作業用紙（一般車両）（続き）

7. 燃料漏れ ※			2. ワイパー及びウインド・ウォッシャの作用 ※		
8. ファン・ベルトの緩みと損傷 ※			3. デフロスタの作用		
9. 冷却水漏れ ※			4. 施錠装置の作用		
VII. ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置			5. エキゾースト・パイプ、マフラ等の取付けの緩みと損傷		
1. メーターリング・バルブの状態			6. マフラの機能		
2. ブローバイ・ガス還元装置の配管の損傷			7. 火花防止装置の状態		
3. 燃料蒸発ガス排出抑制装置の配管等の損傷			8. エア・タンクの凝水		
4. チャコール・キャニスタの詰まりと損傷			9. エア・コンプレッサの機能		
5. 燃料蒸発ガス排出抑制装置のチェック・バルブの損傷			10. プレッシャ・レギュレータ、アンローダ・バルブの機能		
6. 触媒等の排出ガス減少装置の取付けの緩みと損傷			11. 非常口の扉の機能		
7. 二次空気供給装置の機能			12. 車枠、車体の緩みと損傷 ※		
8. 排気ガス再循環装置の機能			13. 連結装置のカブラの機能と損傷		
9. 減速時排気ガス減少装置の機能			14. 連結装置のピントル・フック摩耗、亀裂、損傷		
10. 一酸化炭素等発散防止装置の配管の損傷と取付状態			15. シート・ベルトの状態		
IX. 附属装置等			16. 開扉発車防止装置の機能		
1. ホーンの作用 ※			17. シヤシ各部の給油脂状態 ※		
※印の項目のみであれば整備員欄及び整備隊等の長欄にそれぞれ整備実施者、その所属部隊等の長の署名で可、検査員欄及び整備幹部欄は省略可。					
付記又は特記事項					
次回定期検査予定年月		次回定期検査合格見込み		× 不合格	
次回定期検査不合格見込みの理由					
整備員		検査員		整備幹部	整備隊等の長

表3-車両等作業用紙（施設、荷役、その他の車両等）（続き）

7. 燃料漏れ	※			X. 施設、荷役、その他の車両		
8. ファン・ベルトの緩みと損傷	※			1. キャリッジ	※	
9. 冷却水漏れ	※			2. 操作レバー・リフト、チルト	※	
VII. ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置				3. チェーンリフト、ドライブ	※	
1. メーターリング・バルブの状態				4. ケーブルウインチ、ホイスト	※	
2. ブローバイ・ガス還元装置の配管の損傷				5. シリンダーリフト、チルト	※	
3. 燃料蒸発ガス排出抑制装置の配管等の損傷				6. 油圧ポンプ	※	
4. チャコール・キャニスタの詰まりと損傷				7. 一般漏えい油、水、空気	※	
5. 燃料蒸発ガス排出抑制装置のチェック・バルブの損傷				8. 旋回機構		
6. 触媒等の排出ガス減少装置の取付けの緩みと損傷				9. マスト本体、ブーム		
7. 二次空気供給装置の機能				10. 安全クラッチ、減速機構	※	
8. 排気ガス再循環装置の機能				11. ドラム	※	
9. 減速時排気ガス減少装置の機能				12. 昇降機構	※	
10. 一酸化炭素等発散防止装置の配管の損傷と取付状態				13. コミュテータ、ブラシ	※	
IX. 附属装置等				14. コントローラ	※	
1. ホーンの作用	※			15. パワー・テーク・オフ	※	
2. ワイパー及びウィンド・ウォッシャの作用	※			16. 索導器	※	
3. デフロスタの作用				17. クレーン・アタッチメント	※	
4. 旋錠装置の作用				18. キャタピラ	※	
5. エキゾースト・パイプ、マフラ等の取付けの緩みと損傷				19. 排土板、スクレーパ	※	
6. マフラの機能				20. フィフス・ホイール	※	
7. 火花防止装置の状態				21. 補助脚	※	
8. エア・タンクの凝水				22. キング・ピンー摩耗、破損、カップラ結合箇所	※	
9. エア・コンプレッサの機能				XI. かく座機取容器材		
10. ブレッシュャ・レギュレータ、アンローダ・バルブの機能				1. 操向装置	※	
11. 非常口の扉の機能				2. 操向アライメント		
12. 車枠、車体の緩みと損傷	※			3. クレーン・エンジン	※	
13. 連結装置のカブラの機能と損傷				4. クレーン電気系統	※	
14. 連結装置のピントル・フック摩耗、亀裂、損傷				5. 補助脚	※	
15. シート・ベルトの状態				6. 通話装置	※	
16. 開扉発車防止装置の機能						
17. シャシ各部の給油脂状態	※					
※印の項目のみであれば整備員欄及び整備隊等の長欄にそれぞれ整備実施者、その所属部隊等の長の署名で可、検査員欄及び整備幹部欄は省略可。						
付記又は特記事項						
次回定期検査予定年月		次回定期検査合格見込み		× 不合格		
次回定期検査不合格見込み理由						
整備員		検査員		整備幹部		整備隊等の長